

ヘルパーの福祉用具専門 相談員資格、失効へ

来年度は経過期間

厚生労働省は12月12日、
福祉用具専門相談員となる
ための要件から、ヘルパー

などの養成研修修了者（介
護職員基礎研修課程・1級
課程・2級課程・介護職員

初任者研修課程の修了者）
を除く改正などが今年4月
より適用されることに伴い
1年間の経過期間を設定す
ることを都道府県介護保険
課に通知した。

定講習を修了しないと事業
所指定の人員要件を満たさ
なくなる。
この影響を受ける人数に
ついては「ふくせん資料な
どから推計して多くても3
000人程度」（厚労省）
と説明する。

指定講習カリキュラムの充
実（40時間から50時間）を
控え、現行のカリキュラム
のうちに講習修了しようと
受講申し込みが大幅増とな
るなど、影響も出始めた。
福祉用具専門相談員は、
講習会修了者が全体の4分
の3以上を占めている（厚
労省調査）。

福祉用具専門相談員は、
来年度中に医療・介護・福
祉系の国家資格を取得する
か、福祉用具専門相談員指